

## 第4節 防衛装備・技術協力

わが国は、日本の安全保障及び平和貢献・国際協力の推進及び防衛生産・技術基盤の維持・強化に資するよう、防衛装備移転三原則に基づき、諸外国との防衛装備・技術協力を推進している。引

き続き、相手国のニーズなどの情報収集の強化、装備品の維持整備への支援も含めた協力、官民一体の連携体制の強化などを通じて効果的な防衛装備・技術協力を実現していく。

### 1 防衛装備移転三原則

#### ① 防衛装備移転三原則の策定趣旨

わが国は、これまで武器などの輸出については、武器輸出三原則等によって慎重に対処してきた。他方、弾道ミサイル防衛(BMD)に関する日米共同開発などへの国内企業の参画などについては、同原則等によらないこととする措置を個別にとってきた<sup>1</sup>。

こうした中、14(平成26)年4月に「国家安全保障戦略」に基づき、防衛装備の海外移転に関して武器輸出三原則等に代わる新たな原則として、「防衛装備移転三原則」<sup>2</sup>及びその運用指針を策定し、防衛装備の海外移転にかかる具体的な基準や手続、歯止めについて明確化した。

**Q参照** 資料75(防衛装備移転三原則)

わが国が締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合、②国連安保理の決議に基づく義務に違反する場合、又は③紛争当事国への移転となる場合とに明確化した。

**Q参照** 図表Ⅲ-4-4-1(第一原則「移転を禁止する場合」)

#### (2) 移転を認め得る場合の限定並びに厳格審査及び情報公開(第二原則)

移転を認め得る場合を、①平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合、又は②わが国の安全保障に資する場合に限定し、透明性を確保しつつ、仕向先及び最終需要者の適切性や安全保障上の懸念の程度を厳格に審査することとした。また、重要な案件については国家安全保障会議で審議し、併せて情報の公開を図ることとした。

**Q参照** 図表Ⅲ-4-4-2(第二原則「移転を認める場合の限定」)

#### ② 防衛装備移転三原則の内容

##### (1) 移転を禁止する場合の明確化(第一原則)

防衛装備の海外への移転を禁止する場合を、①

##### (3) 目的外使用及び第三国移転にかかる適正管理の確保(第三原則)

防衛装備の海外移転に際しては、適正管理が確

図表Ⅲ-4-4-1 第一原則「移転を禁止する場合」

場合	具体的事例
①わが国が締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合	化学兵器禁止条約、クラスター弾に関する条約、対人地雷禁止条約、武器貿易条約など
②国連安保理の決議に基づく義務に違反する場合	安保理決議第1718号(北朝鮮の核問題) など
③紛争当事国への移転となる場合	武力攻撃が発生し、国際の平和及び安全を維持し又は回復するため、国連安保理がとっている措置の対象国

1 11(平成23)年12月、「防衛装備品などの海外移転に関する基準」についての内閣官房長官談話により、①平和貢献・国際協力に伴う案件と②わが国の安全保障に資する防衛装備品などの国際共同開発・生産に関する案件については、厳格な管理を前提に、武器輸出三原則などの例外化措置が講じられた。

2 「防衛装備移転三原則」の名称は、例えば、自衛隊が携行するブルドーザなどの被災国などへの供与にみられるように、移転の対象となり得るものが、平和貢献・国際協力にも資するものであることなどから「防衛装備」の文言が適当であり、また、貨物の移転に加えて技術の提供が含まれることから「輸出」ではなく「移転」としたものである。

図表Ⅲ-4-4-2 第二原則「移転を認め得る場合の限定」

場合	具体的事例
①平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合	<p>平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する海外移転として次に掲げるもの(平和貢献・国際協力の観点から積極的な意義がある場合に限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●移転先が外国政府である場合</li> <li>●移転先が国際連合若しくはその関連機関又は国連決議に基づいて活動を行う機関である場合</li> </ul>
②わが国の安全保障に資する場合	<p>わが国の安全保障に資する海外移転として次に掲げるもの(わが国の安全保障の観点から積極的な意義がある場合に限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●米国をはじめわが国との間で安全保障面での協力関係がある諸国との国際共同開発・生産に関する海外移転</li> <li>●米国をはじめわが国との間で安全保障面での協力関係がある諸国との安全保障・防衛協力の強化に資する海外移転であって、次に掲げるもの                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・法律に基づき自衛隊が実施する物品又は役務の提供に含まれる防衛装備の海外移転</li> <li>・米国との相互技術交流の一環としての武器技術の提供</li> <li>・米国からのライセンス生産品にかかる部品や役務の提供、米軍への修理などの役務提供</li> </ul> </li> <li>・わが国との間で安全保障面での協力関係がある国に対する救難、輸送、警戒、監視および掃海にかかる協力に関する防衛装備の海外移転</li> <li>●自衛隊を含む政府機関(以下「自衛隊など」という。)の活動(自衛隊などの活動に関する外国政府又は民間団体などの活動を含む。以下同じ。)又は邦人の安全確保のために必要な海外移転であって、次に掲げるもの                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・自衛隊などの活動にかかる、装備品の一時的な輸出、購入した装備品の返送及び技術情報の提供(要修理品を良品と交換する場合を含む。)</li> <li>・公人警護又は公人の自己保存のための装備品の輸出</li> <li>・危険地域で活動する邦人の自己保存のための装備品の輸出</li> </ul> </li> </ul>

保される場合に限定し、原則として目的外使用及び第三国移転についてわが国の事前同意を相手国政府に義務付けることとした。ただし、平和貢献・国際協力の積極的な推進のため適切と判断される場合、部品などを融通し合う国際的なシステ

ムに参加する場合、部品などをライセンス元に納入する場合などにおいては、仕向先の管理体制の確認をもって適正な管理を確保することも可能とした。

## 2 米国との防衛装備・技術協力関係の深化

### ① 共同研究・開発など

わが国は、米国との間で、1992(平成4)年以降、21件の共同研究と1件の共同開発を実施している。現在は、4件の共同研究(ハイブリッド電気駆動に係る共同研究、高速多胴船の最適化に係る共同研究、部隊運用におけるジェット燃料及び騒音への曝露<sup>ばくろ</sup>の比較に係る共同研究、化学剤呈色<sup>ていしよく</sup>反応識別装置に係る共同研究)と1件の共同開発(弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルの日米共同開発)を実施している。また、わが国は、15(同27)年7月、イージス・システムに係るソフトウェア及び部品などの米国への移転について、国家安全保障会議において、海外移転を認め得る案件に該当することを確認している。

**Q 参照** Ⅲ部1章2節3項2(米国のミサイル防衛と日米BMD技術協力)  
資料25(日米共同研究・開発プロジェクト)

### ② 日米共通装備品の生産・維持整備

#### (1) F-35A生産への国内企業の製造参画及び整備拠点の設置

わが国は、11(同23)年12月、F-35A戦闘機をF-4戦闘機の後継機である次期戦闘機とし、平成24(2012)年度以降、42機取得すること、一部の完成機輸入を除き国内企業が製造に参画することなどを決定した。これを踏まえ、わが国は平成25(2013)年度以降のF-35A戦闘機の取得に際して国内企業の製造参画を図っており、これまで、機体及びエンジンの最終組立・検査

(FACO) やエンジン部品の一部 (19品目)、レーダー部品の一部 (7品目) 及び電子光学分配開口システム (EODAS)<sup>3</sup> 部品の一部 (3品目) について、製造参画を決定した。

国内企業が機体やエンジンのFACOに必要な能力や施設を有することは、

- 機体やエンジンが破損し、主翼や胴体、タービンなど主要構造部位の修理・交換など、部隊では実施できない作業の必要が生じた場合でも、機体やエンジンを海外に輸送せず国内で迅速に対応することができる
- 将来的にF-35A戦闘機的能力向上を図る際などに、国内で改修作業を行うことができるなど、F-35A戦闘機に対する運用支援を効果的に実施する上で重要である。

また、国内企業がFACOの実施や部品の製造に参画することは、ステルス機のシステム・インテグレーション技術や最先端の戦闘機技術・ノウハウに接することが可能となるという意義もあり、防衛生産・技術基盤の強化にも資することになる。なお、国内で機体のFACOを実施したF-35A戦闘機については、17 (同29) 年6月までに初号機が完成し、試験飛行などを実施した後に空自の基地に配備される予定である。

米国政府は、F-35戦闘機について全世界的な運用が予想される中、北米・欧州・アジア太平洋地域において機体・エンジンを中心とした整備拠点 (リージョナル・デポ) の設置を構想している。14 (同26) 年12月、米国政府は、アジア太平洋地域におけるF-35の整備拠点について、①機体の整備拠点については、18 (同30) 年初期までに日本及びオーストラリアに設置すること<sup>4</sup>、②エンジンの整備拠点については、18 (同30) 年初期までにオーストラリアに設置し、追加的な所要に対応するため3~5年後に日本にも設置すること<sup>5</sup>を決定した旨を公表した。

機体及びエンジンのFACO施設を活用した整備拠点を国内に設置し、アジア太平洋地域での維



初めて日本国内で最終組立を行ったF-35A

持整備に貢献することは、わが国のF-35A戦闘機の運用支援体制を確保するとともに、国内の防衛産業基盤の維持、日米同盟の強化及びアジア太平洋地域における装備協力の深化といった観点から、有意義である。

## (2) 日米オスプレイの共通整備基盤の確立に向けた取組

米海軍は、普天間飛行場に配備されている米海兵隊オスプレイ (24機) の定期機体整備を17 (同29) 年頃から開始するため、その整備企業を選定する入札を行い、15 (同27) 年10月、富士重工業株式会社<sup>6</sup>を選定し、17 (同29) 年2月から、陸自木更津駐屯地において定期機体整備が開始されている。

防衛省としては、①陸自オスプレイ (V-22)<sup>7</sup>の円滑な導入、②日米安保体制の円滑かつ効果的な運用、③整備の効率化の観点から、木更津駐屯地の格納庫を整備企業に使用させ、米海兵隊オスプレイの整備とともに、将来のV-22の整備を同駐屯地で実施することにより、日米オスプレイの共通の整備基盤を確立していくこととしている。木更津駐屯地での共通の整備基盤の確立は、新ガイドラインに掲げる「共通装備品の修理及び整備の基盤の強化」の実現と沖縄の負担軽減に繋がるものとして、極めて有意義である。

3 電子光学分配開口システム。一つの機体に6か所内蔵することにより全方位を認識することができる最先端赤外線センサーであり、ミサイル検出及び追尾などが可能になる。

4 日本における機体のリージョナル・デポは、三菱重工業株式会社 (愛知県: 小牧南工場) を予定

5 日本におけるエンジンのリージョナル・デポは、株式会社IHI (東京都: 瑞穂工場) を予定

6 17 (平成29) 年4月1日に、株式会社SUBARUに社名を変更

7 陸自では、CH-47J輸送ヘリコプターの輸送能力を巡航速度や航続距離などの観点から補完・強化し得るティルト・ローター機 (オスプレイ (V-22)) を17機導入することとしている。15 (平成27) 年6月、このうち5機について米海軍省と契約し、18 (同30) 年度末に当該5機が納入される予定

### 3 新たな防衛装備・技術協力の構築

#### ① 欧州主要国との防衛装備・技術協力など

競争力のある防衛産業を擁する欧州主要国との防衛装備・技術協力は、これらの国々との安全保障・防衛協力の強化及びわが国の防衛生産・技術基盤の維持・強化に資するものであることから、その関係の構築・深化を図っている。

##### (1) 英国

英国との間では、13(平成25)年7月、日英防衛装備品・技術移転協定<sup>8</sup>を締結し、同月、米国以外の国とは初めてとなる化学・生物防護技術にかかる共同研究を開始した。

また、14(同26)年7月、国家安全保障会議において、英国との共同研究のための技術情報(空対空ミサイルのシーカー<sup>9</sup>技術)の移転が、防衛装備移転三原則における海外移転を認め得る案件に該当するとされたことを受け、同年11月、「共同による新たな空対空ミサイルの実現可能性にかかる日英共同研究」に関する取決めを作成し、共同研究を開始した。また、16(同28)年7月、個人装備品の研究開発に関わる人員脆弱性評価に係る共同研究を開始した。

さらに、17(同29)年3月、将来戦闘機における英国との協力の可能性に係る日英共同スタディに関する当局間取決を締結した。本取決めの締結により、日英がそれぞれ検討を進める将来戦闘機及び将来戦闘航空システム<sup>10</sup>(FCAS)に関する情報交換を行い、将来の協同事業の可能性について意見交換することとしている。

【参照】 Ⅲ部2章1節4項8((1)英国)

##### (2) フランス

フランスとの間では、14(同26)年1月、防衛装備品協力及び輸出管理措置に関する委員会をそ

れぞれ設置し、15(同27)年3月には、日仏防衛装備品・技術移転協定<sup>11</sup>に署名した。また、17(同29)年1月の第3回日仏外務・防衛閣僚会合においては、機雷対処用水中無人航走体に関する協力の早期具体化への期待を確認した。

【参照】 Ⅲ部2章1節4項8((2)フランス)

##### (3) イタリア

イタリアとの間では、17(同29)年3月、日伊首脳会談において、防衛装備品・技術移転協定の交渉を開始することで一致し、同年5月、同協定<sup>12</sup>の署名が行われた。

【参照】 Ⅲ部2章1節4項8((4)その他の欧州諸国)

#### ② アジア太平洋地域の友好国との防衛装備・技術協力など

アジア太平洋地域の友好国との間では、わが国との防衛装備・技術協力に関する関心や期待が寄せられており、関係構築を積極的に図っている。

##### (1) オーストラリア

オーストラリアとの間では、14(同26)年7月、日豪防衛装備品・技術移転協定<sup>13</sup>に署名するとともに、15(同27)年12月からは船舶の流体力学分野に関する共同研究を開始した。

また、14(同26)年10月の日豪防衛相会談においては、①F-35プログラムに関する潜在的な協力の機会の検討、②取得改革にかかる豪州装備庁との対話、③オーストラリア側からの要請を受け、オーストラリアの将来潜水艦プログラムに関する日本の協力の可能性についての検討、④豪州国防科学技術機関との防衛技術交流(船舶の流体力学分野、技術者交流)、⑤防衛産業間対話を含む多面的な協力について、検討を進めていくこととした。

さらに、15(同27)年5月の日豪防衛相電話会談

8 正式名称：防衛装備品及び他の関連物品の共同研究、共同開発及び共同生産を実施するために必要な武器及び武器技術の移転に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定

9 目標を捜索・検知及び追尾するためのミサイルの構成装置

10 英国における戦闘機を含む将来の戦闘航空システム体系全体の総称

11 正式名称：防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定

12 正式名称：防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定

13 正式名称：防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定

におけるオーストラリア政府からの要請に基づき、同年11月、わが国はオーストラリアの将来潜水艦プログラムへの協力に関する検討結果を提出した。その後、16(同28)年4月、オーストラリア政府は、将来潜水艦プログラムにおける国際パートナーは、フランス企業に決定したと発表した。オーストラリア政府は、今回の決定は、フランス企業がオーストラリア特有の能力上の要求全般に、最も見合う能力を示したことによる、と説明している。

**Q参照** Ⅲ部2章1節4項1(日豪防衛協力・交流)

## (2) インド

捜索・救難飛行艇の取得を検討しているインドとの間では、13(同25)年5月、日印首脳会談において、US-2救難飛行艇(US-2)にかかる二国間協力に向けた合同作業部会(JWG)を設置することを決定した。これまで、計3回のJWGが開催され、日本側から体験搭乗や工場視察も含めたUS-2の性能、運用要領、製造・組立、整備などに関する情報提供を行ったほか、技術移転やインド国内での製造も含む産業間協力のロードマップ策定に向けた準備について協議を実施している。また、15(同27)年12月の首脳会談において防衛装備品・技術移転協定<sup>14</sup>が署名された。16(同28)年8月には防衛装備・技術協力に関する第2回事務レベル協議を開催するなど、新たな具体的案件の特定に向けた議論が進められている。

また、昨年16(同28)年11月の首脳会談においてモディ首相からUS-2は技術的に印象的である旨が述べられた。また、同会議後に署名された日印共同声明において、モディ首相からUS-2を初めとする最新の防衛プラットフォームの提供に関する日本の姿勢に対する感謝が述べられた。これは両国間の高度の信頼と、日本とインドがこれまでの二国間の防衛交流を進展させるにあたり歩んできた道のりの長さを象徴している。

**Q参照** Ⅲ部2章1節4項3(日印防衛協力・交流)

## (3) ASEAN諸国

ASEAN諸国との間では、日ASEAN防衛当局



フィリピンに貸与するTC-90の前でフィリピン国防相と握手する  
若宮防衛副大臣

次官級会合などを通じて、人道支援・災害救援や海洋安全保障など、非伝統的安全保障分野における防衛装備・技術協力について意見交換がなされており、参加国からは、これらの課題に有効に対処するため、わが国からの協力を期待が示されている。16(同28)年11月の日ASEAN防衛担当大臣会合の際にわが国が表明した「ビエンチャン・ビジョン」において、ASEAN諸国との防衛装備・技術協力に関しては、①装備品・技術移転、②人材育成、③防衛産業に関するセミナーなどの開催を3つの柱として進めることとしている。具体的な取組として、フィリピンとの間では、同年9月の日フィリピン首脳会談において、フィリピン海軍への海自TC-90練習機の移転などについて正式に合意され、同年11月からフィリピン海軍パイロットに対する操縦教育を海自徳島航空基地で行っている。また、17(同29)年2月以降、フィリピン海軍の整備要員に対する研修や、日本の整備企業による維持整備の支援を実施している。さらに、同年3月には機体2機をフィリピンに引き渡しており、平成29(2017)年度内をめどに残り3機を引き渡す予定である。ベトナムとの間では、16(同28)年11月の日越防衛次官級協議において、防衛装備・技術協力に関する定期協議の実施要領(TOR)に署名した。今後もこのような取組を通じて、人道支援・災害救援や海洋安全保障分野での協力を推進していく。

**Q参照** Ⅲ部2章1節4項6(ASEAN諸国との防衛協力・交流)

14 正式名称：防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定



## フィリピン海軍パイロットへの教育支援 —海自練習機TC-90の移転—

フィリピン海軍 ライアン テュマンガ少佐  
ジリル ヴィラコータ少佐

TC-90 練習機の移転は、日本政府とフィリピン政府の間における防衛装備・技術移転の先駆けとなるプロジェクトです。5機のTC-90を移転する合意の一環として、フィリピン海軍のパイロットと整備要員の教育訓練も実施されています。

今回、フィリピン海軍から海自による教育の受講者として選抜されたことを、大変光栄に感じています。

海自パイロットによるTC-90の操縦・運航要領を学ぶことは、素晴らしく、また視野を広げてくれる経験となりました。TC-90の操縦に関する海自教官の高い技能とプロ意識は尊敬すべきものであり、彼らから指導を受けたことは、幸運という言葉ではとても言い尽くせません。TC-90の操縦の習得は大変挑み甲斐があるものですが、私たちにとっては操縦についてさらに深く学ぶことができる素晴らしい機会であると感じました。この移転により、フィリピン海軍の様々な海上活動を遂行する能力は飛躍的に向上します。TC-90は、現在フィリピンが運用しているアイランダー<sup>\*</sup>を補完するだけでなく、将来の洋上哨戒機の取得に向けた適切な移行機でもあります。TC-90の移転に関して、私たちだけではなく、フィリピン政府やフィリピン国民も、日本政府と日本の皆様に感謝しています。



左からテュマンガ少佐、ヴィラコータ少佐

※ フィリピン海軍が約40年間にわたり運用する航空機。



## フィリピン海軍整備要員への教育 —海自練習機TC-90の移転—

(株) ジャムコ 航空機整備事業部 技術開発室 技術グループ 係長 村上 貴志

弊社は、航空機の整備や内装品・機器の製造などを行う企業です。私は、航空機の整備を行う航空機整備事業部の中で、航空機の整備技術全般を担当する部署に所属しております。TC-90のフィリピンへの移転については、弊社がTC-90の改造・改修及び定期修理を請け負っているというご縁から関わらせていただいております。私はフィリピン海軍の整備要員に対する研修の講師を務めました。

TC-90とフィリピン海軍が保有する航空機（アイランダー）は、ターボプロップ機とレシプロ機という大きな違いがあります。フィリピン海軍の方々は、研修の中でその違いに戸惑いながら、何とか技術を自分のものにしようと頑張っていました。母国では自分達が指導者になるようで、私に自分達が納得できるまで説明を求めました。また眠らないようにと立ったまま説明を受ける方もいました。私はこれらの真剣な姿に大変感銘を受けました。

TC-90の整備技術の取得は一朝一夕にできるようなものではなく、フィリピン海軍は苦勞も多いと思います。今後も私達の技術でフィリピン海軍を支援する機会があれば、全力で支援したいと思いますし、そのような取組を通じて私達が日本とフィリピンの友好の架け橋の一つになれば光栄だと思います。



フィリピン海軍の整備要員に研修指導する著者：右から1人目

### 3 開発途上国装備協力規定の新設

わが国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、わが国と安全保障・防衛上の協力・友好関係にある国が適切な能力を備え、安全保障環境の改善に向けて国際社会全体として協力して取り組む基盤を整えることが重要である。この点、経済規模や財政事情により独力では十分な装備品を調達することができない友好国の中には、以前から、不用となった自衛隊の装備品を活用したいとのニーズがあったものの、自衛隊の装備品を含む国の財産を他国に譲渡又は貸し付ける場合には、財政法第9条第1項の規定により、適正な対価を得なければならないこととされているため、無償又は時価よりも低い対価での譲渡は、法律に基づく場合を除き認められていなかった。

こうした中、友好国のニーズに応じていくため、自衛隊で不用となった装備品を、開発途上地域の政府に対し無償又は時価よりも低い対価で譲渡できるよう、財政法第9条第1項<sup>15</sup>の特例規定を自衛隊法に新設した（当該規定を含む防衛省設置法等の一部を改正する法律は17（同29）年5月に成立）。

なお、この規定により無償又は時価よりも低い対価で譲渡できるようになった場合においても、いかなる場合にいかなる政府に対して装備品の譲渡などを行うかについては、防衛装備移転三原則などを踏まえ、個別具体的に判断されることとなる。また、譲渡した装備品のわが国の事前の同意を得ない目的外使用や第三者移転を防ぐため、相手国政府との間では国際約束を締結する必要がある<sup>16</sup>。

## 4 民間転用

防衛省では、防衛分野と民生分野で共通する技術基盤が多くある航空機については、民生分野の活性化に資する施策を講じることが、我が国の航空機の生産・技術基盤の維持・活性化、ひいては防衛生産・技術基盤の維持・強化に繋がるといった観点から、防衛省が開発した航空機の民間転用について検討を進めてきた。10（同22）年8月には、民間転用の制度設計に向けた指針を取りまとめ、11（同23）年には、民間転用を希望する企業の申請に関する制度を整備した。これまで、P-1哨戒機に搭載されるF7-10エンジンやUS-2救難飛行艇の民間転用に向けた技術資料などについて、企業の申請を受けて開示・公開してきた。16（同28）年12月には、F7-10エンジンについて、防衛装備庁と製造会社である株式会社IHIとの間



民間転用契約の対象であるF7-10エンジン

で、JAXAへの販売に向けた民間転用契約をわが国で初めて締結した。

航空機以外の装備品の民間転用の可能性については、防衛産業の意向も踏まえて検討を実施することとしている。

## 5 技術管理

国際的な防衛装備・技術協力の推進にあたっては、防衛技術やデュアル・ユース技術の機微性、

戦略性を適正に評価し、わが国の「強み」として守るべき技術を守るとともに、わが国の安全保障

<sup>15</sup> 財政法（昭和22年法律第34号）第九条第一項 国の財産は、法律に基く場合を除く外、これを交換しその他支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならない。

<sup>16</sup> 17（平成29）年6月現在、わが国は、防衛装備品・技術移転協定を、米国、英国、オーストラリア、インド、フィリピン、フランス及びイタリアと締結している。

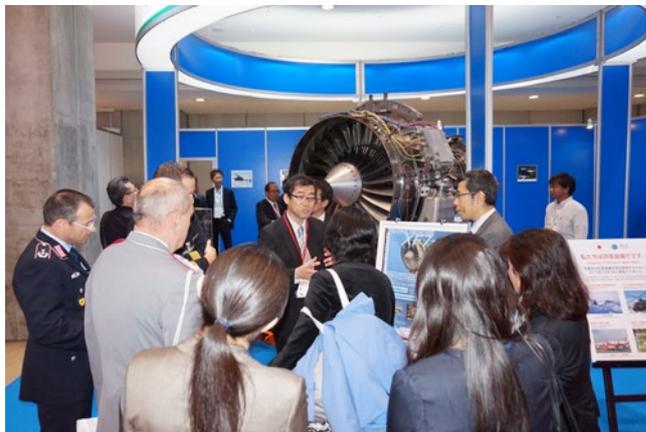
上の観点などから意図しない武器転用のリスクを回避するため、経済産業省とも連携しつつ、技術

管理を強化していく。

## 6 国際防衛装備品展示会への出展

防衛装備・技術協力を推進する観点から、防衛装備庁では、国際防衛装備品展示会への出展を実施し、わが国の防衛装備に関する施策や高い技術力を発信している。このような取組は、各国政府関係者などのわが国の装備政策や技術力に対する理解の促進につながっている。

これまで、フランスのユーロサトリやマレーシアのLIMAに出展し、防衛装備庁の施策や国産装備品などの研究開発の成果、わが国の製造業が有する高い技術力を展示してきた。また、国内においては、16（同28）年10月に東京ビックサイトで開催された「2016年国際航空宇宙展」に出展し、防衛装備庁長官が基調講演を実施するとともに、欧米やASEANなど（15か国）の装備品取得組織の長などを招待し、展示会場の案内、空自との連携による二国間会議やC-2輸送機の見学などを実施した。さらに、17（同29）年6月に幕張メッセで開催された「MAST Asia 2017」にも出展するとともに、防衛装備庁長官などがシンポジウムなどに参加してわが国の防衛装備・技術に関する施策などについて情報発信を実施し、また、二国間・多国間協議を実施するなど、今後の防衛装備・技術協力の推進に寄与した。



国際航空宇宙展においてF7-10エンジンについて説明する防衛装備庁職員



C-2輸送機を見学する諸外国の装備品取得組織の長や空軍参謀長